

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 試験の日時及び場所

平成27年11月13日（金曜日） 午前10時から正午まで
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館 201会議室

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

平成27年9月24日午前8時30分から平成27年10月23日午後5時15分まで
（郵送の場合は平成27年10月23日付け消印のあるものを有効とする。）